

# 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン改定案」 に対する意見及びその考え方

意見募集期間：令和2年3月18日（水）～同年4月16日（木）

## ＜意見提出者の一覧＞

（敬称略）

	意見提出者（法人・団体：6者、個人：1者）
1	楽天モバイル株式会社
2	株式会社オプテージ
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	ソフトバンク株式会社
5	株式会社NTTドコモ
6	KDDI株式会社
7	個人

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1</p> <p>○ MNOによる他MNOネットワークの利用については、接続義務を認めるべきでなく、事業者間のビジネススペースでの交渉に委ねるべき。MVNOガイドラインを改定しMNO等によるMVNO兼営を接続拒否事由及び業務改善命令の対象となり得るものと整理することには賛同だが、改定後における状況を注視し、事業法等において接続拒否事由に位置付ける等の制度整備を要望。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>MNOとして有限希少な電波の割り当てを受けた事業者は当然自らのネットワークでサービス提供していくことが原則であることから、MNOと同一法人格または資本関係のあるMVNOに対して接続義務を認めるべきではなく、他MNOネットワークの利用については、事業者間のビジネススペースでの交渉に委ねるべきと考えます。</p> <p>仮に、他MNOに対してMVNOサービスに係る接続義務を認めた場合、公正競争を歪め電波政策の根幹を揺るがすものであることから、電気通信事業法または電気通信事業法施行規則において接続拒否事由に位置付ける制度整備を行うことが適当と考えます。</p> <p>この点、今般の「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（以下、「MVNOガイドライン」という）改定案において、「MNOが、有限希少な電波の割り当てを受けており、電波の有効活用が求められることを踏まえれば、MNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である」とした上で、MNO等によるMVNOの兼営について、接続拒否事由及び業務改善命令の対象になりうることを整理されたことについて賛同いたします。</p> <p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の最終報告書によれば、「MNOによる他のMNOネットワークの利用形態について、設備競争の阻害につながる事案が生じているのか、注視していくことが適当」とされていることから、MVNOガイドライン改定後における状況を注視し、電気通信事業法または電気通信事業法施行規則において接続拒否事由に位置付ける等、制度整備を実施いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>MNOによる他MNOのネットワーク利用については、モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書（2020年2月策定。以下「モバイル研究会最終報告書」という。）を受け、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（2002年6月策定。以下「MVNOガイドライン」という。）において、MNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則とした上で、収益性の低い地域における基地局整備の懈怠が行われ、競争条件の公平性が著しく阻害される場合は、接続応諾義務の例外及び業務改善命令の対象となり得る等の整理を行うこととしたものです。</p> <p>今後、総務省においては、改正後のMVNOガイドラインを踏まえて、MNOによる他のMNOネットワークの利用形態について、設備競争の阻害につながる事案が生じているのか注視していきます。</p>	<p>無</p>

2(2)2)ア(ア)②接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき(事業法第32条第2号)

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2</p> <p>○ 事業者間の競争においては公正性が求められる一方、競争条件が公平でないことを以て競争条件の公正さを損なうとは必ずしも言えないため、競争条件の「公平性」を「公正性」とすべき。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>(例)において「当該MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され」とありますが、ここは「公正性」とされるべきではないでしょうか。事業者間の競争においては公正性が求められる一方、競争において所与となる規模や事業基盤・周波数割当等の差異・不公平性が競争条件の公正性と関わりないことから、競争条件が公平でないことを以て競争条件の公正さを損なうとは必ずしも言えないのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>当該例示においては、接続応諾義務の例外として電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第32条第2項に規定される、接続申込み先のMNOの利益を不当に害するおそれがある場合について、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害される場合が該当し得るとしたものであり、原案を維持することとします。</p>	<p>無</p>
<p>意見3</p> <p>○ 接続応諾義務の例外に、MNOとMVNOの兼営に関する記載を追記することに賛同。MNOとMVNOの兼営については、「競争条件の公平性が著しく阻害」されているか否かを問わず、原則認められるべきではない。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>接続応諾義務の例外として、「MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合」を追加することについて、賛同します。</p> <p>MNOでありながらMVNOとして競合他社のネットワークを利用する事業形態については、設備競争の阻害のみならず、MNOとMVNOの並行運用による「クリームスキミング」に繋がりがねず、競争環境の阻害要因となることが大いに懸念されることから、「競争条件の公平性が著しく阻害」されているか否かを問わず、原則認められるべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>上記「考え方1」と同様です。</p>	<p>無</p>
<p>意見4</p> <p>○ 接続応諾義務の例外に、MNOとMVNOの兼営に関する記載を追記することに賛同。しかし、接続応諾義務の例外をMNOとMVNOを兼営する者の基地局整備の懈怠が行われる場合のみに限定すべきではない。</p>	<p>考え方4</p>	

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>MNOとMVNOを兼営する者が他のMNOに接続を申し込む場合について、競争条件の公平性が阻害され他MNOの利益を害する可能性を認め、接続拒否事由の例として明記いただいた点について賛同いたします。</p> <p>しかしながら、MNOと同一法人格または資本関係のあるMVNOに対して接続義務を認めた場合公正競争を歪め電波政策の根幹を揺るがすものであることから、MNOとMVNOを兼営する者の基地局整備の懈怠の例のみに限定すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>上記「考え方1」と同様です。</p>	<p>無</p>
<p>意見5</p> <p>○ 本改定案に賛同。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>MNOの責務は、日本全国において開設計画に基づき自前でエリア整備を行うことであり、仮に割り当てられた自社電波を有効利用せず設備投資リスクを負わずに競争事業者である他社網に依存して事業展開を推進することがある場合は、これまで機能してきた健全な設備競争を阻害すると考えています。</p> <p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書（令和2年2月21日）」を踏まえ、MNOによる他のMNOネットワークの利用形態によってクリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるような場合は、接続協定方式で実現可能とならないように、当該形態を接続の拒否事由に該当するものとしてMVNOガイドライン改定案に規定されたことは適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

2(2)2イ(ウ)ウ) 開放を促進すべき機能

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見6</p> <p>○ MNOとMVNOとの協議が促進されるよう、改定案のとおり、「開放を促進すべき機能」に「リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能」を追加することに賛同。総務省においては、MNOとMVNOとの協議状況を注視するとともに、課題が生じている場合は制度的な措置を含め対応することを要望。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>MNOとMVNOとの協議が促進されるよう、改定案のとおり、「開放を促進すべき機能」</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>に「リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能」を追加することに賛同いたします。</p> <p>「リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能」は、今後増加が見込まれるeSIMに対応したサービスをMVNOが提供するうえで必要な機能であり、この機能の開放が促進されることは、モバイルサービスの多様化や利便性向上に資すると考えます。</p> <p>今後、MVNOにおいても事業者間協議を進めていく所存ですが、MNOはセキュリティリスク等を懸念しており、協議が円滑に進まないことが予想されます。また、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書（2018年4月）においては、「HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明」が取組事項として示されましたが、「リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能」の提供においても網改造料の金額に係る情報が十分でないといった同様の課題が生じることが予想されます。総務省殿においては、MNOとMVNOとの協議状況を注視いただくとともに、課題が生じている場合は制度的な措置を含め対応いただくことを要望いたします。</p> <p>またモバイル市場の競争環境に関する研究会（第18回）で当協会MVNO委員会が申し上げた通り、eSIMの活用促進と利用者利便性の向上のためには、消費者保護ルールのeSIMへの対応が必要と考えますので、総務省殿において引き続き議論いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>本件については、モバイル研究会最終報告書において「二種指定事業者とMVNOとの協議が着実に進むよう、総務省において、協議の状況について報告を求め、注視することが適当」と指摘されたことも踏まえ、引き続き総務省において、MNOとMVNOの協議状況等を注視し、課題が生じている場合は制度的な措置を含め必要な対応を検討してまいります。</p> <p>消費者保護ルールのeSIMへの対応に関する御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>意見7</p> <p>○ 本改定案に賛同。RSP機能開放に向けた検討が早期に実施されるよう、総務省において、MNOにおける検討状況やMVNOとの協議状況等を注視することを要望。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>MVNOがeSIMに対応したサービスを提供できることは、モバイル市場の競争活性化や利用者利便の向上の観点から重要であると考えため、改正案に賛同いたします。</p> <p>今後、MVNOへのRSP機能開放に向けた検討がMNOで早期に実施されることが求められるところ、総務省殿においては、MNOにおける検討状況やMNOとMVNOの協議状況等を注視いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>本件については、モバイル研究会最終報告書において「二種指定事業者とMVNOとの協議が着実に進むよう、総務省において、協議の状況について報告を求め、注視することが適当」と指摘されたことも踏まえ、引き続き総務省において、MNOにおける検討状況やMNOとMVNOの協議状況等を注視してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見8</p> <p>○ RSP機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けた結果、eSIMの導入・利用拡大が阻害・遅滞させられることを懸念。eSIM対応サービスの提供の一層の充実・拡大を推進するため、本人確認や書面交付に関するルールの見直しを要望。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>RSP機能は二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを</p>	<p>モバイル研究会最終報告書で指摘されたとおり、世界的なeSIMの普及動向を踏ま</p>	<p>無</p>

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>提供する場合に使用されることから、本機能を開放促進すべき機能と位置付けたことにより結果、eSIMの導入・利用拡大が阻害・遅滞させられることを懸念します。</p> <p>eSIM対応サービスの提供の一層の充実・拡大を推進するためにも、外国人による利用拡大やオンラインで契約が完結可能であるeSIMの特性を踏まえた、本人確認や書面交付に関するルールの見直しをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>例えば、MVNOにおけるeSIMサービスの提供を可能にすることは、公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要であり、二種指定事業者におけるeSIMサービスの提供内容に応じて、MVNOに対して機能開放が行われることが適当と考えます。二種指定事業者におけるeSIMサービスの提供についても、モバイル研究会最終報告書において「日本国内のMNOにおいても、スマートフォン向けのeSIM対応サービスの提供が期待される場所である」と指摘されているところ、今後の取組状況を把握しつつ、必要な対応を検討してまいりたいと思います。</p> <p>消費者保護ルールのeSIMへの対応に関する御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>意見9</p> <p>○ RSP機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けることは時期尚早。仮に、当該機能として位置付ける場合においても、セキュリティ面等の「技術的な課題等が解決可能な場合」も前提とするべき。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>以前も当社より意見した通り、MVNOへのRSP機能開放について、現時点でMNOにおいてもスマートフォン向けのeSIM対応サービスが未提供かつ導入時期や実現方法が未定であり、本研究会においても今後の方針を決するに足る十分な議論及び検討が行われていない認識です。従って、MNOが未提供のため課題が明確化されていない現時点においては、RSP機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けることは時期尚早と考えます。</p> <p>仮に、当該機能として位置付ける場合においても、「二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを提供する場合」だけでなく、セキュリティ面等の「技術的な課題等が解決可能な場合」も前提としてくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>モバイル研究会最終報告書で指摘されたとおり、世界的なeSIMの普及動向を踏まえれば、MVNOにおけるeSIMサービスの提供を可能にすることは、公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要であり、二種指定事業者におけるeSIMサービスの提供内容に応じて、MVNOに対して機能開放が行われることが適当と考えます。</p> <p>他方で、モバイル研究会最終報告書の指摘のとおり、RSPに係る機能開放に当たっては、セキュリティの確保等、検討すべき課題があることは事実であり、こうした点を含めて、具体的な機能開放の在り方について更なる検討が進められるべきであり、本ガイドライン改定案において、「開放を促進すべき機能」に位置付けることで、まずは、二種指定事業者とMVNOとの協議を促進することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見10</p> <p>○ RSP機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けることは適切ではなく、ネットワークの安全性確保を前提としたeSIM活用の是非について、まずは移動通信市場における技術動向や市場動向を注視することが適当。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>モバイルサービスは、あらゆる社会・経済活動を支えるインフラ・ライフラインとして重要な役割を果たしており、不正アクセス等による影響は、当社サービスにとどまらず国民生活を脅かす重大な懸念が存在しています。</p> <p>プロファイルは機密情報であり、仮に漏えいした場合にはクローンSIMの作成や誤</p>	<p>上記「考え方9」と同様です。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>課金、ドコモネットワークの不正利用等の通信サービスの根幹に関わる重大な懸念が存在するため、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>当社が当社ユーザーに機能提供する場合においても、eSIMの調達や書き込みに係るシステム等を含めたコスト、利便性、市場動向等に加えて、ネットワークのセキュリティレベルを守る独自の方策・運用等を慎重に検討しており、その検討の範囲は自社に止まらず複数のベンダやパートナー企業にまで及びます。</p> <p>このような状況において、提供することが望ましいとの考え方を前提とした「開放を促進すべき機能」と位置付けることは適切ではなく、ネットワークの安全性確保を前提としたeSIM活用の是非について、まずは移动通信市場における技術動向や市場動向を注視することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>意見 11</p> <p>○ MVNOへのRSP機能の開放にあたって検討すべき課題が多々あり、技術的な課題も踏まえて機能開放の在り方について慎重に検討すべき。また、eSIMの活用については、MVNOからの具体的な要望も踏まえながら機能開放の在り方について検討が進められるべきもの。</p>	考え方 11	
<p>MVNOによるeSIMに対応したサービスを実現するためには、MVNOがHLR/HSSを構築し自らRSPを導入する方法のほか、二種指定事業者の導入するRSPの開放を受ける方法がありますが、最終報告書案に示されたとおり、MVNOへの開放にあたって検討すべき課題が多々あります。例えば、MVNOが他社設備を用いる場合には特に、機密情報であるプロフィールを取り扱うことに対してのセキュリティ上の懸念が生じないような対処を行えるか等、技術的な課題も踏まえて機能開放の在り方について慎重に検討すべきです。</p> <p>また、eSIMの活用については、現在は MNOサービスにおいても限定的に利用しているものであり、上記のとおり MVNO への提供にあたって様々な課題があります。「モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書（令和2年2月21日）」において「具体的な機能開放の在り方について更なる検討が進められるべきであり、まずは、二種指無定事業者と MVNOとの協議を促進するため、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当」と総務省の考え方が示されたとおり、MVNOとの協議をはかり、具体的な要望も踏まえながら機能開放の在り方について検討が進められるべきものと考えます。</p>	上記「考え方9」と同様です。	無

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
【KDDI株式会社】		

2 (2) 3) MNO等によるMVNOの兼営

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 12 ○ 本改定案に賛同。	考え方 12	
MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る場合を接続応諾義務の例外と明示することについては、P11 における意見のとおり賛同します。  【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無
意見 13 ○ MNO等によるMVNOの兼営について、業務改善命令の対象となり得る場合に関する記載を追記することに賛同。しかし、業務改善命令の対象となり得る場合を基地局整備の懈怠や情報の目的外利用が行われる場合のみに限定すべきではない。	考え方 13	
MNO等によるMVNOの兼営について、「MNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である」、「MVNO兼営が著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、事業法第 29 条第 1 項第 10 号の他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときに該当するものとして、総務大臣による業務改善命令の対象となる」と、明記いただいた点に賛同いたします。 しかしながら、MNOと同一法人格または資本関係のあるMVNOに対して接続義務を認めた場合公正競争を歪め電波政策の根幹を揺るがすものであることから、MNOとMVNOを兼営する者の基地局整備の懈怠及びMVNO運営を通じて得た他のMNOに関する情報についての目的外利用が行われる例のみに限定すべきではないと考えます。  【株式会社NTTドコモ】	本改定は、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為が行われる結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるとき」及び「MVNO運営を通じて得た他のMNOに関する情報について、その目的外利用が行われるとき」は、MNO等によるMVNOについて、公正競争上の弊害を引き起こしているものと判断される例として記載するものです。これらのケースに限らず、MNO等によるMVNO運営が、著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象になり得ると考えられ、実際の運用については具体的事例に則して検討されるものと考えます。	無
意見 14 ○ 本改定案に賛同。	考え方 14	
MNOの責務は、日本全国において開設計画に基づき自前でエリア整備を行うことであり、仮に割り当てられた自社電波を有効利用せず設備投資リスクを負わずに競争	賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>事業者である他社網に依存して事業展開を推進することがある場合は、これまで機能してきた健全な設備競争を阻害すると考えています。</p> <p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書（令和2年2月21日）」を踏まえ、MNOによる他のMNOネットワークの利用形態によってクリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるような場合は、接続協定方式で実現可能とならないように、当該形態を接続の拒否事由に該当するものとしてMVNOガイドライン改定案に規定されたことは適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		

2(2)5)ウ 接続等関連情報の取扱い

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 15</p> <p>○ 本改定案に賛同。</p>	<p>考え方 15</p>	
<p>5G時代においては、MNO及びMVNOの双方が新しい技術を導入しつつ新しいサービス展開を進めていくことが想定されるところ、モバイル市場における公正競争の更なる確保に向けて、MNO及びMVNOにおける接続等関連情報の目的外利用の防止を徹底することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 16</p> <p>○ 目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められる範囲は、提供側が秘密情報としての取り扱いを求め、かつ公知でない情報に限定すべき。</p>	<p>考え方 16</p>	
<p>接続等関連情報の目的外利用が行われることで、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされることは抑止されるべき、との考え方に賛成いたします。</p> <p>一方で接続関連情報が指す「接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報」は範囲が広く特に中小規模事業者には負担となり得ること、また例えば公知の情報はその恐れがないことから、目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められる範囲は、</p>	<p>目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められる情報の特定については、御指摘のとおり関係事業者において行われることが望ましいと考えられるため、当該具体的な措置に係る記述について、次のとおり変更する（下線部分を追加する）こととします。</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項  (2)MVNOとMNOとの間の関係</p>	<p>有</p>

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>提供側が秘密情報としての取り扱いを求め、かつ公知でない情報に限定すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>5) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項</p> <p>ウ 接続等関連情報の取扱い</p> <p>脚注 53 <u>接続等関連情報を取得する事業者は、具体的な措置として、少なくとも、利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定、接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定、接続等関連情報を入手した者、入手した情報及び入手した日時の記録、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程の作成、当該規程を遵守させるための研修の実施が求められる。</u></p>	
<p>意見 17</p> <p>○ これまでも各社の取り組み等により接続等関連情報の目的外利用は生じていないことや5G等の展開により起こりやすくなることは想定されないことから、現時点で、これまで以上の追加的措置を事業者に強いることが無いよう配慮を要望。</p>	<p>考え方 17</p>	
<p>接続等関連情報の目的外利用を防止することに関して異論はありません。しかしながら、これまで各社の取り組み等により、MNO及びMVNOにおける接続等関連情報の目的外利用は生じていないことや、5G等の展開により新たな技術等の情報の目的外利用が起こりやすくなることも想定されないことから、現時点で、これまで以上の追加的措置を事業者に強いることが無いよう、ご配慮頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>モバイル研究会最終報告書で指摘されたとおり、5G時代においては、MNO及びMVNO双方が新しい技術を導入し、新しいサービスを展開していくことが想定されるどころ、そうした情報の目的外利用が行われると、情報の入手先を狙い打ちした対抗サービスの提供等が行われ、不当な競争が引き起こされる可能性があるものと考えられることから、そうした情報の目的外利用の防止を徹底することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見 18</p> <p>○ 賛同。</p>	<p>考え方 18</p>	
<p>今回のMVNOガイドラインの改定において、「MVNOによるMNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合に、MNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害される恐れがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる」と記載いただくことは、MNOとMVNOを兼営する者において接続等関連情報の目的外利用が発生した場合、経営情報の漏えいによる公正競争の阻害や円滑な情報提供の妨げになるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

その他

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 19</p> <p>「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格（エレクトロリカルウェーブスペック）」及び「通信規格（トランスミッションスペック）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「通信衛星回線（サテライトシステム）」における「トランスポンダー（中継器）」から成る「ファンクションオード（チャンネルコード及びソースコード）」のポート通信での「DFS（ダイナミックフレカンシーセクション）」の構造。（イ）「電話回線（テレコミュニケーション）」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー（セッションインイニテションプロトコル）」の構造。（ウ）「インターネット回線（ブロードバンド）」におけるISPサーバーから成る「DNSサーバー（ドメインネームシステム）」の構造。（エ）「テレビ回線（ブロードキャスト）」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式（システムスペック）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「3G（第3世代）」における「GPS（グローバルポジショニングシステム）」から成る「3GPP方式（GSM方式及びW-CDMA方式）」の構造。（イ）「4G（第4世代）」における「LTE方式（ロングタームエボリューション）」から成る「Wi-Fi（ワイアーレスローカルエリアネットワーキング）」の構造。（ウ）「5G（第5世代）」での「NR（New Radio）」における「MCA方式（マルチチャンネルアクセス）」から成る「DFS（ダイナミックフレカンシーセクション）」の構造。具体的には、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ（BD）」から成る「データベース（DB）」の導入により、ITネットワークの構造。例えばですが、ファイアーウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側（プロバイダー側）←ルーター⇄ファイアーウォール⇄スイッチ→エッジ側（ユーザー側）」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。（イ）エッジコンピューティングでは、Web上における「URL（ユニフォームリソースロケーター）」での「HTML（ハイパーテキストマークアップラングエッジ）」から成る「API（アプリケーションプログラミングインタフェース）」に導入に</p>	<p>考え方 19</p> <p>御参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>より、「HTTP 通信（ハイパーテキストトランスファープロトコル）」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS（HTTP over SSL/TLS）」の融合により、AIネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間（情報空間）」及び「フィジカル空間（物理空間）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「サイバー空間（情報空間）」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー（メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー）」から成る「リレーポイント（中継点）」での「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」が主流な構造。（イ）「フィジカル空間（物理空間）」では、「AP（アクセスポイント）」が主流な構造。要約すると、「ボット（機械における自動的に実行する状態）」による「DoS攻撃」及び「DDoS攻撃」でのマルウェアにおける「C&amp;Cサーバー（コマンド及びコントロール）」では、「LG-WAN（ローカルガブメントワイドエリアネットワーク）」を導入した「EC（電子商取引）」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP（ネットワークタイムプロトコル）」の場合では、「検知（ディテクション）⇒分析（アナライズ）⇒対処（リアクションメソッド）」での「サイバーセキュリティ対策」が重要と、私は考えます。</p>		